

調査基準価格・失格基準価格の運用について

(建設工事)

越谷市が発注する建設工事で、総合評価方式で行う競争入札案件については、極端な低入札価格による受注を防ぎ、契約の内容に適合した履行の確保を図るため、低入札価格調査制度を導入しております。当該制度に基づく、調査基準価格と失格基準価格については、以下の通り運用しています。(※R7.3.26 公告分より公表)

調査基準価格

低入札価格調査(※)を実施する基準となる価格

※契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判断するために実施する調査

- | |
|--------------|
| ① 直接工事費× 97% |
| ② 共通仮設費× 90% |
| ③ 現場管理費× 90% |
| ④ 一般管理費× 68% |

設定範囲：75% (1,000 円未満切り上げ) ～ 92% (1,000 円未満切り捨て)

失格基準価格

「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準となる価格

※失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格となります。

- | |
|--------------|
| ① 直接工事費× 75% |
| ② 共通仮設費× 70% |
| ③ 現場管理費× 60% |
| ④ 一般管理費× 30% |

※1,000円未満の端数を生じた場合はその端数を切り捨てた額

○調査基準価格・失格基準価格の運用について(越谷市HP)

https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/jigyosha/nyusatukuiyaku/oshirase/seido_kouji/chousakijunkakaku.html

不明な点は、契約検査課までお問い合わせください。
契約検査課 048-963-9131(直通)